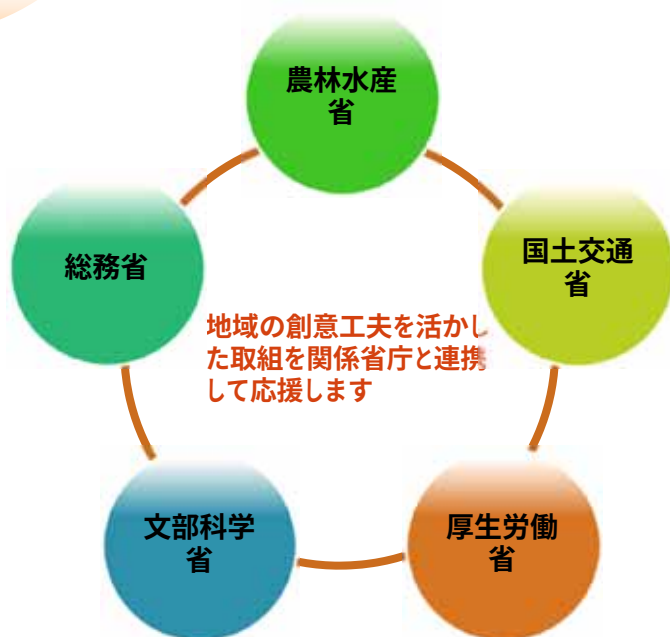


中山間地域等の活性化のための

空き家・廃校等を活用した 農山漁村集落拠点づくり



空き家・廃校活用交流プロジェクト



農林水産省

はじめに

農林水産業・地域が将来にわたって国の活力の源となり、持続的に発展するためには、農山漁村における定住や農山漁村と都市との地域間交流を促進する取組を幅広く検討していく必要があります。

日本経済の再生に向けた「3本の矢」のうちの3本目の矢である成長戦略「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）には、戦略市場創造プランの中で、「福祉・教育・観光等と連携した都市と農村の交流等を図る」とされています。

官邸においては、「農林水産業・地域の活力創造本部」（平成25年5月21日設置）が設置され、「美しく伝統ある農山漁村を次世代に継承するための施策」の項目の一つとして、福祉、教育、観光等との連携をした「農山漁村コミュニティ・集落の再生、地域活性化」が掲げられております。

このため、農林水産省では、重点対策として、①子ども農山漁村交流プロジェクト、②「農」と福祉の連携プロジェクト、③空き家・廃校活用交流プロジェクト、④「農」を楽しめるまちづくりプロジェクトの4つの「各省連携プロジェクト」を実施し、福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進します。

ここでは、4つプロジェクトのうち「空き家・廃校活用交流プロジェクト」について紹介します。

Q1

空き家、廃校は活用 されてるの



A

農村地域に相当な数の空き家・廃校が遊休化しています。

空き家は、全国に760万戸、そのうち250万戸は農村に所在しています。

また、平成14年度から平成23年度の廃校数は、全国で現存するものが4,222校、そのうち活用予定のない廃校が1,000校（約2割）あります。

このように空き家・廃校等は、農村地域の貴重な地域資源となっており、田舎暮らし希望者の受入の受け皿や、交流拠点等として再活用することが求められています。

現存する建物がある	4,222校
うち活用されている	2,963校
うち現在活用されていない	1,259校
うち建物利用の予定有	259校
うち建物利用の予定無	1,000校

資料：公立学校の廃校活用状況（平成24年5月1日）
（文部科学省）

Q2

廃校などで農村地域 への影響は



A

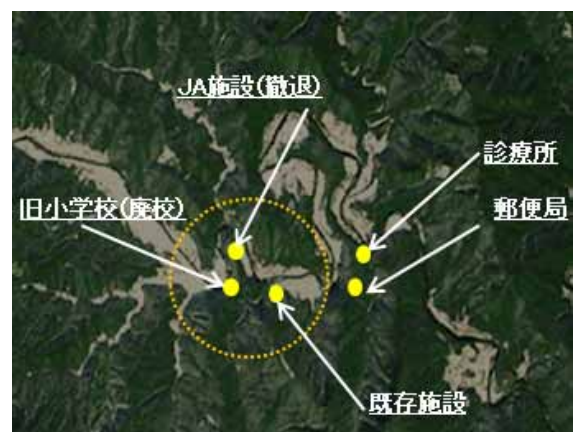
農山漁村の地域活力が低下しています。

特に、中山間地域等においては、高齢化や人口減少が加速し、小学校の廃校等で、地域の活力が一層減退し、地域内のつながりが脆弱化しています。

また、集落内のJA施設や店舗の撤退等により、施設等が散在している状況がみられます。（写真）

このため、高齢農業者等、車の運転ができない人の生産活動や日常生活に不便が生じております。

これまで診療所、保育所、集会所、農産物直売所などを個別に整備してきたところでは、利用者が減って、単独では施設運営の継続などが困難化している場合もあります。



写真：高知県四万十市西土佐大宮地区

Q3

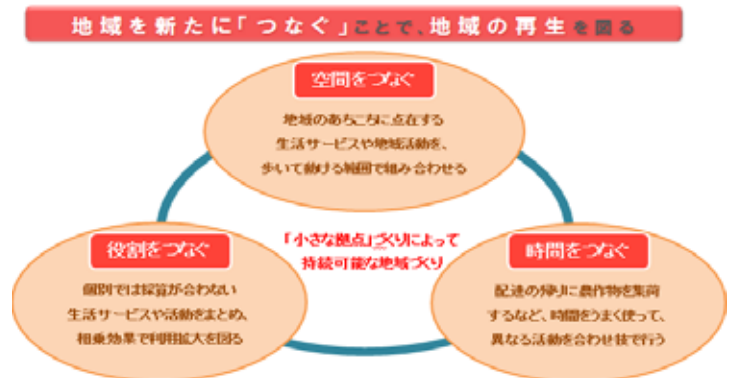
地域活性化を図るには？

A

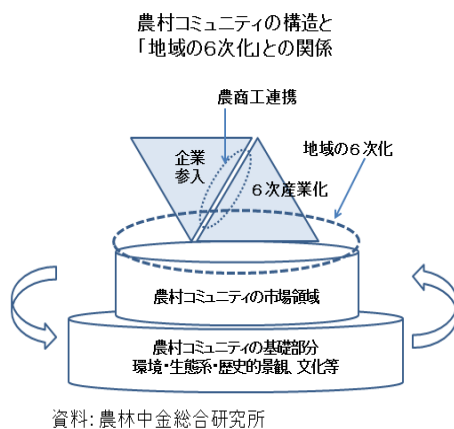
集落拠点を中心に、地域活性化を目指す取組が必要です。

①点在する施設を歩ける範囲に集める、②個別施設をまとめる、③活動を効率化することによって、持続可能な地域づくりが可能となります。

このため、廃校など地域に賦存する遊休資源を大いに活用し、既存施設の再編等も組み合わせ、暮らしやすい勝手のよい多機能な集落拠点づくりが必要です。



資料：「小さな拠点」づくりガイドブック（国土交通省）



集落拠点づくりによって、農村コミュニティの維持・再生が図られることになります。

農村コミュニティは、経済そのものの存在基盤ですから、地域経済・交流活動等の効率化や活性化につながります。

このような地域の地域コミュニティ・集落を再生し、6次産業化等への新たな取組の活動基盤を強化することによって、活力ある農山漁村の構築を図ります。

重点対策として、地域の様々な課題に対応した取組を行うため、各省連携プロジェクトを実施し、福祉・教育・観光等と連携した取組を進めます。

Q4

空き家・廃校活用交流プロジェクトとは



A

農村の空き家や廃校などの地域資源を活用し、多機能な施設等を整備します。

総務省、国交省、文科省、厚労省等と連携して、農山漁村の空き家・廃校等の地域資源を活用し、多機能な集落拠点施設等の整備を行い、農山漁村の定住環境の確保や交流人口の拡大を推進します。

空き家・廃校活用交流プロジェクト

- 農村の空き家・廃校等地域資源を活用し、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等として住みよい環境づくりを推進



各省との連携

- | | |
|--------|-----------------------------|
| ■総務省 | ・過疎地域の活性化への取組支援 |
| ■文部科学省 | ・廃校情報の提供等 |
| ■国土交通省 | ・「小さな拠点」形成のプランづくり等 |
| ■厚生労働省 | ・廃校等を活用した高齢者関係施設、児童福祉施設等の整備 |

Q5

農林水産省としての具体的な支援策は



A

「農山漁村活性化プロジェクト交付金」、「都市農村共生・対流総合対策交付金」を活用します。

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的な取組を支援します。

新たなメニューとして、既存施設の再編等を組み合わせた多機能な集落拠点強化施設等の整備を支援します（詳細はQ6）。

都市農村共生・対流総合対策交付金

農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷しています。一方、消費者・都市住民においては、付加価値の高い観光、教育、福祉等に対するニーズが増大しています。

このため、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による地域の手づくり活動を支援します。

Q6

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の 拡充内容は



A

廃校等を活用した農山漁村の集落拠点づくりを支援します。

現状と課題

- 中山間地域等では、人口減少等の影響から公益的な施設の廃止や機能縮小により、廃校等遊休施設が増加する一方、農業・生活関連施設へのアクセスなど利便性が低下しています。
- このような地域のコミュニティ・集落を再生し、6次産業化等への新たな取組の活動基盤を強化することによって、活力ある農山漁村の構築を図ることが不可欠です。
- このため、空き家・廃校等の一層の活用と既存施設の再編等を組み合わせ、暮らしやすく使い勝手のよい多機能な集落拠点づくりを支援します。

集落拠点強化施設の創設

■空き家・廃校等を活用

・空き家、廃校等の地域資源を活用し、**集落拠点の核となる施設を整備**

■多機能な施設として整備

- ・周辺既存施設の再編等（再編に伴う廃止、統合、**移転・移築、更新**を含む。）を行い二以上の多機能な施設を整備
- ・PFI事業者その他多様な業種の参画を促進

■対象地域の拡大

・**一部五法指定地域等を含む市町村**においては、一定の条件のもとに五法指定地域等メニューの一部（**集落拠点強化施設・総合交流拠点施設**）の整備を市町村の**単位に拡大**（市街地を形成している区域以外）

廃校等を活用した集落拠点強化施設のイメージ （農村版コンパクト・シティ）

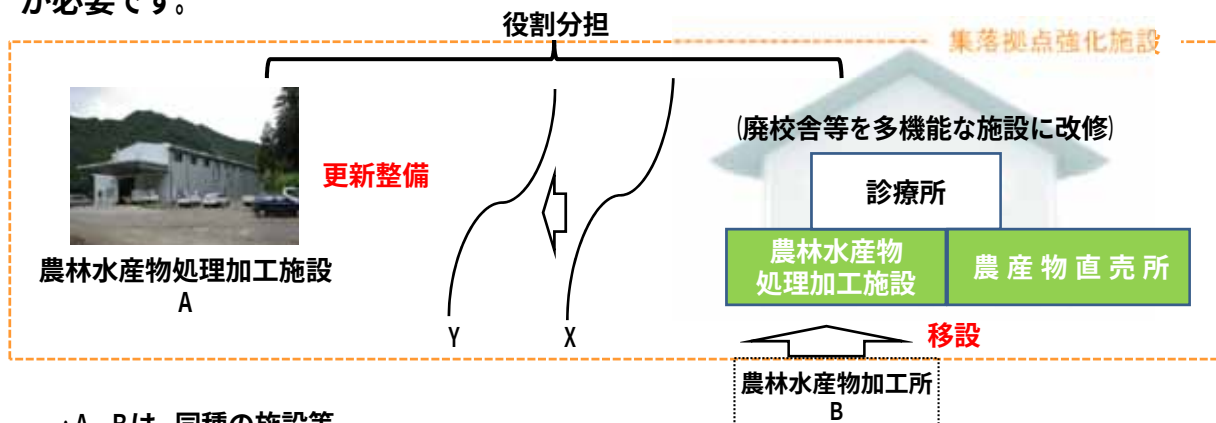
「集落拠点強化施設」は、廃校等の遊休施設を活用して**多機能な施設に改修**するとともに、集落拠点強化施設として、**既存施設の更新整備や移転・移設**をすることにより、施設の利活用の効率化、コンパクト化を図るものであり、**多機能施設を核とした地域づくりを支援**する新たな取組です。



多機能な施設の整備とともに、更新整備や移転・移築ができます

1. 多機能な施設の整備とともに既存施設等の再整備を行う場合、次のような条件を満たすことが必要です。
 - ① 空き家・廃校等の地域資源を活用した多機能な施設の整備とともに、既存施設等の更新を行うことによって、事業実施区域全体で施設の管理・運営の合理化や効率化が図られ、利便性の向上が見込まれること
 - ② 更新する既存施設等は、「集落拠点強化施設」として多機能な施設の機能を補完又は分担するものであること
 - ③ 既存施設等の更新を行うことにより、事業実施区域内での総事業費が相対的に低減するものであること
2. 周辺既存施設等の移転又は移築（撤去費用等を含む。）は、「集落拠点強化施設」として整備する場合に行うことができます。

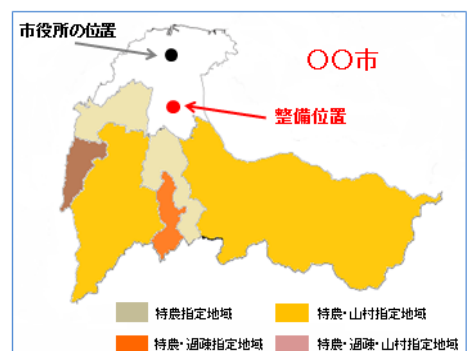
なお、国庫補助事業により取得し、又は効用の増加した施設の移転又は移築の場合は、原則として10年以上経過し、かつ、5年以上の活用が見込まれる施設及び設備等であることが必要です。



- ・A、Bは、同種の施設等
- ・Bを移設して「集落拠点強化施設」として機能を強化することで、A、Bの受益境界が移動(X→Y)
- ・更新整備するAは「集落拠点強化施設」であり、多機能施設（廃校舎等を改修）と役割を分担
- ・上記事業費＜更新整備を行わず、多機能施設が地域全体を担うために必要となる総事業費相当

五法指定地域等以外に集落拠点強化施設、総合交流拠点施設が設置できます

一部五法指定地域等を含む市町村において、五法指定地域等の住民等が施設等の受益者等となるものであって、施設利用の効率性と利便性等を勘案し、五法指定地域等以外に集落拠点強化施設を設置することが適当であると計画主体である市町村等が認める場合は、（市街地を形成した地域を除いて）五法指定地域等以外に当該施設等を設置することができます。



同様に、五法指定地域等メニューである総合交流施設等の一部についても、五法指定地域等以外に設置することができる場合があります。

Q7

関係省庁の役割は



A

関係省庁においても、集落拠点づくりの支援策があります。

「関連事業名等」欄の下段表記は
平成26年度予算概算決定額(平成25年度予算額)

省庁名	施策内容	関連事業名等
農林水産省	農山漁村の空き家・廃校等を活用した多機能施設の整備等を支援	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 6,540(6,233)百万円
		都市農村共生・対流総合対策交付金 2,100(1,950)百万円
総務省	過疎地域の活性化への取組を支援	過疎地域等自立活性化推進交付金 931(554)百万円
国土交通省	集落地域の「小さな拠点」形成のためのプランづくりを支援	集落地域における「小さな拠点」形成推進調査費 75(55)百万円
	公益サービス機能を持つ既存公共施設を再編し、ワンストップサービス施設の整備を支援	集落活性化推進事業 310(290)百万円
厚生労働省	高齢者関係施設、児童福祉施設等の整備を支援	地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金 2,600(4,015)百万円
		介護基盤緊急整備等臨時特例基金 (平成21年度～25年度) 総額2,737億円
		次世代育成支援対策施設整備交付金 3,500(2,300)百万円 安心こども基金(厚生労働省分)(平成20年度～26年度) 総額7,980億円
文部科学省	廃校に係る情報提供等	みんなの廃校プロジェクト

廃校等を活用できる以下のような関連事業と連携することができます。

市町村段階では、農林水産担当部局のほか、関係する部局間で情報共有し、関連事業を有効活用してください。

具体的取組	担当部署・連絡先等
○多機能な集落拠点強化施設等の整備を支援 ○集落拠点づくりの取組を各省事業等と連携して実施する場合、事業執行等の面で配慮	農村振興局整備部農村整備官 TEL:03-3502-8111 (内線3098) 農村振興局農村政策部中山間地域振興課 TEL:03-3502-8111 (内線5638) (HPアドレス) http://www.maff.go.jp/j/kasseika/index.html
○農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉・教育・観光等に活用する地域の手づくり活動等を支援 (ソフト・ハード) ○各府省の事業と連携して取り組む場合、優先配慮	農村振興局農村政策部都市農村交流課 TEL:03-3502-8111 (内線5451) (HPアドレス) http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi_noson/index.html
○過疎市町村等が行うソフト事業 (活動) を支援 (一部を農林水産省関連事業において配慮等)	自治財政局地域力創造グループ過疎対策室 TEL:03-5253-5536
○「小さな拠点」づくりモニター調査を実施 (農林水産省関連事業において配慮等)	国土政策局総合計画課 TEL:03-5253-8111 (内線29318,29315) (HPアドレス) http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/kokudokeikaku_tk3_000010.html
○廃校舎等を活用し、既存公共施設を再編 ○当該事業の実施に当たって、活性化計画等に位置付けられている場合には採択において配慮 (農林水産省関連事業において配慮等)	国土政策局地方振興課 TEL:03-5253-8111 (内線29542,29543) (HPアドレス) http://www.mlit.go.jp/kokudoseisaku/chisei/crd_chisei_tk_000021.html
○廃校等を活用した改修整備を支援 (農林水産省関連事業において配慮等)	老健局高齢者支援課 TEL:03-3595-2888
	雇用均等・児童家庭局総務課 TEL:03-3595-2491
○活用用途を募集している廃校情報、廃校の活用事例や活用にあたって利用可能な各省庁の補助制度一覧をHP上に掲載 ○各省のHP (補助事業等) とリンク	大臣官房文教施設企画部施設助成課 TEL:03-5253-4111 (内線2464) (HPアドレス) http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyosei/1296809.htm

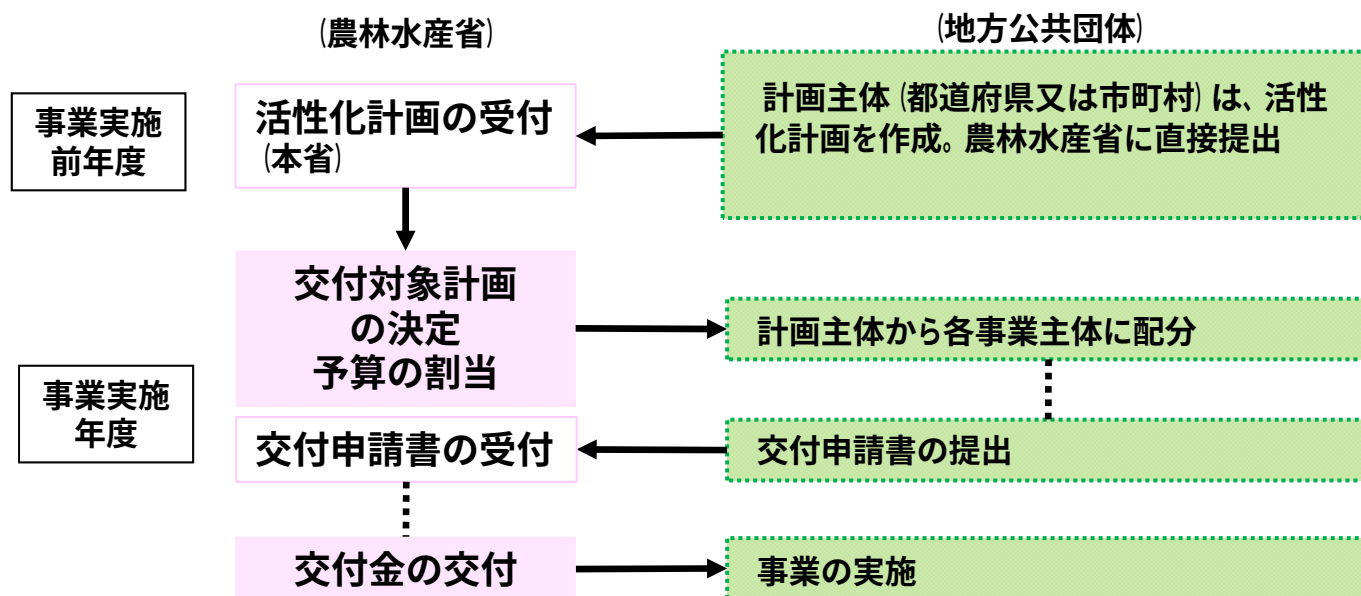
(参考)

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用するために

詳細については、ホームページに掲載してあるガイドライン、実施要領等をご覧ください。本パンフレット裏面に掲載している問い合わせ先へご連絡ください。

1

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の 交付手続きについて



2

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金と連携する場合 事業執行等の配慮について

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の活性化計画に関連事業名等を記載し、集落拠点づくりの取組を各省事業等と連携して実施する場合、事業執行等の面で配慮します。

関連事業

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
(例示)				
〇〇町	〇〇地区	集落活性化推進事業 (国土交通省)	〇〇町	H26.4~27.3

「関連事業」欄に、農林水産省所管事業と関連して実施する各省連携事業等について、事業名、事業実施主体、計画期間等を記載するのみです。

3

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金の 合体施行について

以下に該当する場合、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金と他の事業による合体施行(各省の関連事業等複数の事業を活用し同時に合一して行う手法)による集落拠点づくりを行うことができます。

- ① 地域の自然的、社会的、経済的諸条件から勘案して、合体施行の必要があると認められること。
- ② 集落拠点強化施設を合体施行することが事業費の低減につながるものであること。
- ③ 集落拠点強化施設を合体施行することが相互の事業目的を達成する上で齟齬を生じることなく、当該施設の経済効果又は利用上の便宜を著しく高めると認められるものであること。
- ④ 集落拠点強化施設の構造及び管理運営、経理が明確に区分し得ると認められるものであること。
- ⑤ 合体施行の対象事業等を所管する省庁等の承認が得られているものであること。

合体施行の場合、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金とこれ以外の事業に係る費用についての配分を明確にする必要があります。

- ① それぞれの施設の機能、利用計画等に基づき会議室、研修室等内部施設についての利用区分を適正に設定し、それぞれの専用部分と共用部分とを明確に区分すること。
- ② 費用の按分の方法については、実情に即して適正な方法で行うものとし、原則として次によるものとする。
 - ア 専用部分毎に分離して積算することが困難な工事費については、それぞれの専用延床面積の割合等により按分し、専用部分毎に分離して積算が可能な工事費については、それぞれの専用部分毎に積算する。
 - イ 共通部分の工事費については、その工事費の全体について専用部分の延床面積の割合等により按分する。
 - ウ 調査費、実施設計費、工事雑費等分離できない費用については、それぞれの専用部分の工事費の割合により按分する。



平成25年12月

問い合わせ先

〒100－8950 東京都千代田区霞が関1－2－1
中央合同庁舎第1号館本館5階

農林水産省農村振興局中山間地域振興課
(事業指導班)

電話03－3501－8359

農林水産省農村振興局都市農村交流課
(活性化企画班)

電話：03－3502－5946

農林水産省農村振興局農村整備官
(活性化支援班)

電話：03－3501－0814